

## 審査意見書

環境影響評価実施者  
都市計画決定権者 兵庫県  
代表者 兵庫県知事 井戸敏三

豊岡都市計画道路 1・4・1 号北近畿豊岡自動車道、日高都市計画道路 1・4・1 号北近畿豊岡自動車道及び八鹿都市計画道路 1・4・2 号北近畿豊岡自動車道北線に係る環境影響評価準備書に関し、環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）第 40 条第 2 項の規定により読み替えて適用される同法第 20 条第 1 項の規定に基づく審査意見は下記のとおりである。

平成 17 年 1 月 20 日

兵庫県知事 井戸敏三

### 記

標記の環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）について、環境の保全と創造の観点から審査を行った。

本事業は、既に供用中の近畿自動車道敦賀線、播但連絡道路、一般国道 9 号、312 号及び事業中の北近畿豊岡自動車道（和田山八鹿道路）等と一体となったネットワークを形成し、広域交通を分担することにより、交通流動の円滑化、災害時の代替性を確保することを目的としている。

準備書では、自然環境の一部を改変するものの、法面等への緑化などにより自然環境に配慮し、また、可能な限り集落から離れた位置へのルート計画により騒音等の影響を軽減するなど、良好な環境の保全・回復に努めることから、環境への影響は軽微であるとしている。

しかしながら、当地域は、県内でも豊かな自然環境を有し、貴重な動植物も見られる地域のひとつであり、豊かな自然を基盤とした生活が営まれてきたことから、局地的な土地の改変によっても、自然環境や生活環境に影響を与えることも考えられる。

このため、事業の実施に当たっては、専門家の指導及び助言を受け、準備書に記載されている環境保全措置を着実に実施するほか、住民と協議を行いながら、実行可能なより良い技術の導入に努めるとともに、以下の点に留意する必要がある。

## 1 大気環境

- (1) 工事の実施に際しては、粉じん等についてできる限り低減に努めること。
- (2) 狭隘な山間部は、大気の拡散が地形的影響を受けやすいため、道路構造について十分配慮すること。
- (3) 工事用車両の運行に係る騒音については、車両の集中回避等により影響の程度は小さいと予測されているが、既存道路に係る道路交通騒音の現地調査において環境基準値を超過している地点があるため、工事用車両が当該地区を通過する際には、環境監視調査を実施し、必要に応じて環境保全措置を検討すること。
- (4) 供用後の自動車の走行に係る騒音については、環境基準値を超過しないと予測されているが、一部地域では、現況の騒音レベルから大幅な増加が予測されるため、事業の実施に当たっては、周辺住民と協議を行い、できる限り騒音の低減に努めること。

## 2 水環境

- (1) 降雨に伴い発生する濁水は、土質、工事箇所、工事エリア及び降雨量等により水量・水質が異なるため、工事の実施に際しては、あらかじめ、適切な処理施設的能力、管理基準、発生汚泥の処理方法等を検討するとともに、処理施設の適正管理を実施すること。
- (2) 休憩所（パーキングエリア）からの汚水については、汚濁負荷が季節的に変動すると考えられるため、適切な処理方法や放流先を検討すること。
- (3) 凍結防止剤及び融雪剤に由来する路面排水に係る影響については、引き続き知見の収集に努め、必要に応じ環境保全措置の検討を行うこと。また、路面排水の排水先として土壌浸透柵を設置する場合には、降雨の状況等により濁水処理効果が変化すると考えられるため、適切な維持管理を行うこと。

## 3 動物

- (1) 計画路線周辺では、コウノトリの野生復帰のための放鳥が計画されていることから、事業実施に際しては、コウノトリの郷公園と十分協議するとともに、道路構造や植栽等に配慮すること。
- (2) 盛土及び切土により改変を受ける部分に貴重種が生息する場合は、事業実施前において専門家の指導及び助言を受け、必要に応じて適切な措置を講じること。

## 4 植物

- (1) 盛土及び切土により出現する法面については、郷土産個体による植栽を実施するなど、自然環境の復元に努めること。
- (2) 盛土、切土及び伐採により改変を受ける部分に貴重種が生育する場合は、事業実施前において専門家の指導及び助言を受け、必要に応じて適切な措置を講じること。

## 5 景観

身近な生活空間としての景観、いわゆる困繞景観については、特に山間部の集落にあっては構造物による圧迫感を受けやすいことから、橋梁等の構造及び配色等について検討し、周辺の自然環境との調和を図ること。

## 6 廃棄物等

工事の実施に当たって、発生が予想される廃棄物等について、発生量、性状、保管場所、処理方法及び委託先について検討を行い、確実に管理するとともに、適正処理が実施されることを確認すること。

## 7 その他

工事の進捗状況により部分供用される場合には、既設道路で交通量の増加の可能性があるため、部分供用時にはその影響を予測し、必要に応じて環境保全措置を実施すること。

環境監視調査結果については、定期的に公表すること。また、現時点では予測できない事項や環境に著しい影響が生じるおそれがある場合には、関係機関と協議し、必要な措置を講じること。

また、事業の実施に当たっては、事前に地域住民に十分説明を行うとともに、地元住民からの要望・苦情等に適切に対処すること。